

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 5 号

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成23年岩手県条例第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(回収納付金を受け取る権利の放棄等)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄し、当該求償権の放棄等を承認することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「特別措置法」という。）第 2 条第24項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画</u></p> <p><u>(3) 特別措置法第42条第 5 項の規定による中小企業再生支援協議会の決定及び助言に従い特別措置法第41条第 2 項に規定する認定支援機関が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画</u></p> <p><u>(4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が特別措置法第47条の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p>	<p>(回収納付金を受け取る権利の放棄等)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄し、当該求償権の放棄等を承認することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(4) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第 2 条第15項に規定する特</u></p>

定認証紛争解決事業者が行う同条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画

(5) 産業競争力強化法第128条第5項の規定による中小企業再生支援協議会の決定及び助言に従い同法第127条第2項に規定する認定支援機関が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条第1号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

(7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う産業競争力強化法第133条第2号に掲げる業務によりされる支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

(7) [略]

(8) [略]

(8) [略]

(9) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後に岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例第3条第1項の規定により岩手県信用保証協会が同項に規定する求償権の放棄等の承認の申請をする場合において、当該求償権の放棄等がこの条例による改正前の岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例第3条第2項第2号から第4号までに掲げる事業の再生に関する計画に基づくものであるときは、当該求償権の放棄等に対する承認については、なお従前の例による。